

# 貸金業法改正に伴う多重債務相談の変化と 生協によるセーフティネット貸付の拡充を

- 1.信用生協の概要
- 2.多重債務者の借入れ状況の変化
- 3.相談は多重債務問題から貧困問題へ
- 4.最近の相談事例
- 5.相談から明らかとなった課題
- 6.生協制度による貸付事業の特質
- 7.セーフティネット貸付と関係機関の連携の必要性
- 8.生活資金貸付の具体例
- 9.生協制度によるセーフティネット貸付実施生協
- 10.生協制度によるセーフティネット貸付の拡充のために
- 11.まとめ

2010年1月7日

岩手県消費者信用生活協同組合

# 1.信用生協の概要

- ①1969年相互扶助の理念に基づき、高利貸しに対置する貸付事業を通して生活の向上を図ることを目的に設立。
- ②1989年多重債務問題の相談と解決をめざし、弁護士会・自治体・地元金融機関と連携して消費者救済資金貸付制度を創設。
- ③県内4つの相談センター(相談員20人)で年間約5000件の相談と毎週弁護士・司法書士の無料法律相談を実施。
- ④貸付事業では、組合員出資金10億円と銀行借入45億円でもって債務整理や生活資金の貸付を行ない、貸付残高は60億円。
- ⑤昨年度から盛岡市と連携し、「借りられなくなった人」へのセーフティネット貸付として「生活再建資金貸付制度」を実施。
- ⑥自治体やNPO法人いわて生活者サポートセンターと連携し、生活困窮者や多重債務者等への生活再建支援や自殺防止対策に取り組む。
- ⑦貸付は手段であり、目的は生活の改善・向上であることから、貸付は家計の改善が見込まれる場合にのみ実行している。個人への貸付ではなく家計への貸付を原則としている。



(建 物)



(受 付)



(相談室)



(NPO法人  
いわて生活者サポートセンター)

# 2.多重債務者の借入状況の変化

(信用生協相談者の債務総括表から)

平成15年

平成21年

(部外秘) 債務総括表  
15年3月20日現在 (太線の内側をエンピツでご記入ください)

相談者氏名	様	生年月日	勤務先
自宅住所		携帯TEL	
組合員氏名	様	組合員番号	No.

No.	借入先	支店名	残高	月払額	ボーナス	利率	カード	保証人氏名
1	消費者金融A	盛岡	220000	35000	0	27.0%	無	なし
2	消費者金融B	"	300000	20000	0	29.0%	無	"
3	消費者金融C	"	120000	10000	0	29.0%	無	"
4	消費者金融D	"	250000	10000	0	28.5%	無	"
5	消費者金融E	"	300000	17000	0	28.0%	無	なし
6	消費者金融F	"	500000	12000	0	29.0%	有	なし
7	消費者金融G	"	50000	5000	0	29.0%	無	なし
8	消費者金融H	"	70000	5000	0	28%	有	"
9							有・無	
10							有・無	
11	住宅金融公庫		12913725	30000	0		有	なし
12							有・無	
13							有・無	
14							有・無	
15							有・無	
計	(住宅ローン除き8社)		2,250,000	112,000	0			〇支払万円
	9件		15,563,705	182,000	0			枚

(部外秘) 債務総括表  
年10月23日現在 (太線の内側をエンピツでご記入ください)

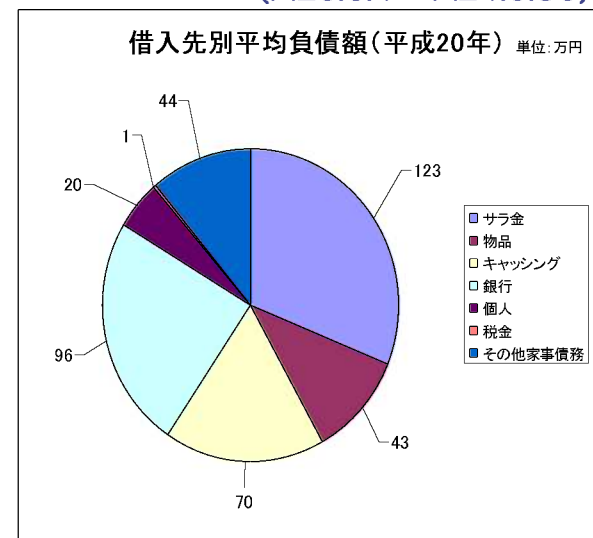
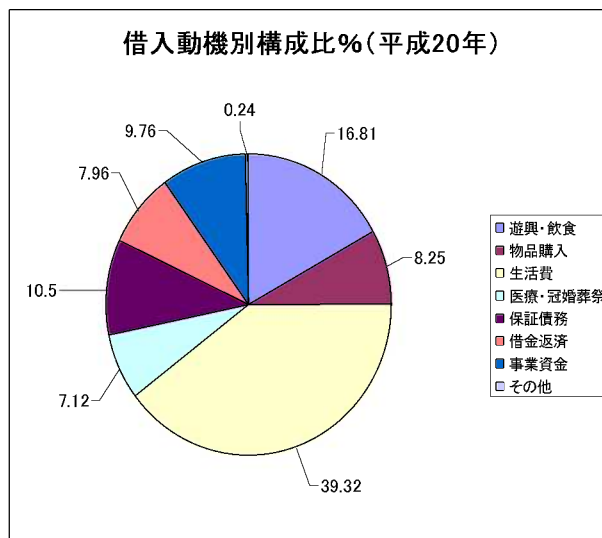
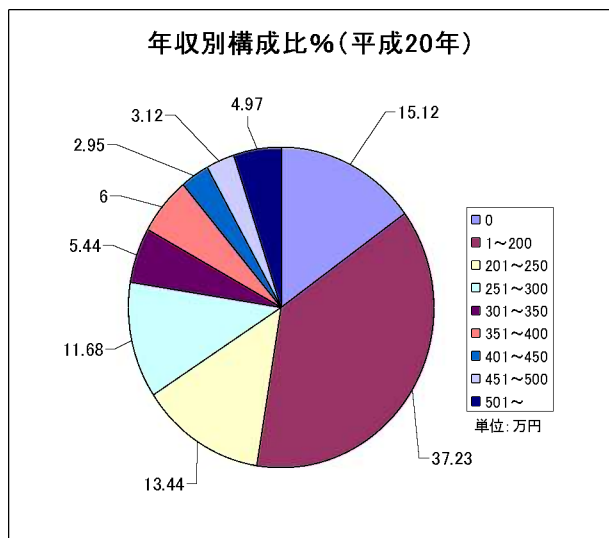
相談者氏名	様	生年月日	勤務先
自宅住所		携帯TEL	
組合員氏名	様	組合員番号	No.

No.	借入先	支店名	残高	月払額	ボーナス	利率	カード	保証人氏名
1	家賃延滞		73200					有・無
2	水道代		49806					有・無
3	ガス代		19835					有・無
4	電気代		5000					有・無
5	セミ		19535					有・無
6	給食代		10900					有・無
7	集金		13000					有・無
8	高校学費		28000					有・無
9	車検代		125000					有・無
10	消費者金融F	盛岡	480000	13000				有・無
11	消費者金融F	本沢	470000	13000				有・無
12								有・無
13								有・無
14								有・無
15								有・無
計	11件		1,294,276	26,000				〇支払万円
								枚

# 3.相談は多重債務問題から貧困問題へ

(相談者の属性と一人あたりの平均借入額)

—平成20年度多重債務相談者4,098人の分析から— (H20.6.1~H21.5.30)



- 年収200万円以下の層が全体の5割を越している。
- 収入なしの相談者が急増。

単位: %

	平成19年	平成20年
0	13.15	15.12
1~200	37.08	37.23
201~250	13.23	13.44
251~300	13.63	11.68
301~350	6.15	5.44
351~400	6.15	6
401~450	2.86	2.95
451~500	2.7	3.12
501~	5	4.97

- 生活費の補填のための借入れが増加し続けている。
- 浪費は減少し続けている。

単位: %

	平成19年	平成20年
遊興・飲食等	23.12	16.81
物品購入	10.15	8.25
生活費	33.53	39.32
医療・冠婚葬祭	6.41	7.12
保証債務	10.91	10.5
借金返済	8.14	7.96
事業資金	6.95	9.76
その他	0.75	0.24

- サラ金からの借入れが大幅に減少。
- 個人借りや家賃・水光熱費等の日常家事債務が増加している。

単位: 万円

	平成19年	平成20年
サラ金	162	123
物品	34	43
キャッシング	74	70
銀行	96	96
個人	20	20
税金	1	1
其他家事債務	40	44
合計	427	397



## 4.最近の相談事例

### ケース1 無職46歳男性

#### 相談内容：

盛岡の勤務先で失業・離婚ののち、派遣会社に登録・仙台勤務するも雇止めとなる。東京の会社の採用が決まり、当面の生活費と引越し・交通費の借入れを銀行・社会福祉協議会などに相談するも借入れできず。盛岡に戻り、相談にいたる。  
⇒相談の中では、他に負債はないが、支援できる親族もない。失業しており、かつ就職の見通しもあることから、ハローワークの離職者生活安定化資金制度を紹介し、労金から借入れできることとなる。

### ケース2 61歳夫無職、58歳妻無職、28歳長男無職

#### 相談内容：

青森で家族・従業員で配管工事業を営むが、銀行融資を止められ事業継続を断念。長女が岩手に嫁いでいる関係で滝沢村のアパートに転居。当面の生活費と今後の生活相談に至る。  
⇒借金の返済をどうするかで悩み精神的にも動揺した状態での相談。まず債務整理を行なうこととし、弁護士に法律扶助による破産手続きを依頼し督促等をストップ。あわせて生活保護手続きに同行申請。生活保護も決定し生活基盤は確保したが、求職活動を進めるも半年たっても就職口が見つからない状況にある。

### ケース3 70歳男性 年収250万円、1人暮らし

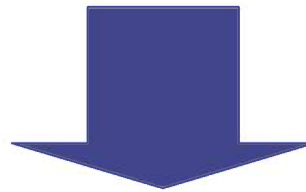
#### 相談内容：

交通事故で相手方から70万円を請求される。保険に入っていなかったため費用の相談。  
⇒盛岡市からの紹介。社会福祉協議会でも断られる。生活再建資金貸付制度を利用し貸付決定。慰謝料の請求もされたため、弁護士無料法律相談で相談し、相手方との示談交渉も依頼する。

# 5. 最近の相談から明らかとなった課題

—債務整理だけで生活再建が図られるケースは少なくなっている。—

- 収入の減少による水光費・授業料・家賃の滞納などの相談が増えていること。
- 金融機関等からの借入れを断られ、教育費や葬儀費用などの借入れの相談も増えている。
- 失業により生活自体が成り立たないなどの相談も増えている。
- くらしの困難に際して、どこに相談に行ったらいいかわからない、或いは関係機関を盥回しとされている。
- 生活自体に疲れ果て、相談することさえ困難となり、1人で悩み閉じこもったり、前途を悲観して自殺にいたるなどの事態が増大している。
- 離職者対策や社会福祉協議会の貸付制度などの公的セーフティネットが大幅に強化・拡充されているが、その情報が必要とされる人に伝わっていない。
- 貸付要件や所得要件などにより、公的制度を利用できない人や生活再生を目的とした人への貸付制度が弱い。



**くらしの総合相談窓口設置とセーフティネット貸付の整備とその広報活動**

**1人ひとりを大切に、自立まで見守る地域の支援体制の確立**

# 6.生協制度による貸付事業の特質

## •生協法 第一条

この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

## •貸付事業に関する生協法施行規則(平成19年改正) より

### 第51条第1項30号 アセスメントと生活再建プランの策定

貸付けの契約を締結しようとする場合(当該契約の相手方となろうとする者が多重債務者等である場合に限る。)には、当該契約を締結するまでに、当該契約の相手方となろうとする者に係る貸金業者その他の金融機関等からの金銭の借入れ等による債務を可能な限り整理し、かつ当該契約の相手方となろうとする者の経済生活の再生が行われるよう解決すべき課題の把握を行い、アセスメントの結果に基づき生活再建のための計画を策定する。

### 第51条第7項7号 総量規制の除外規定

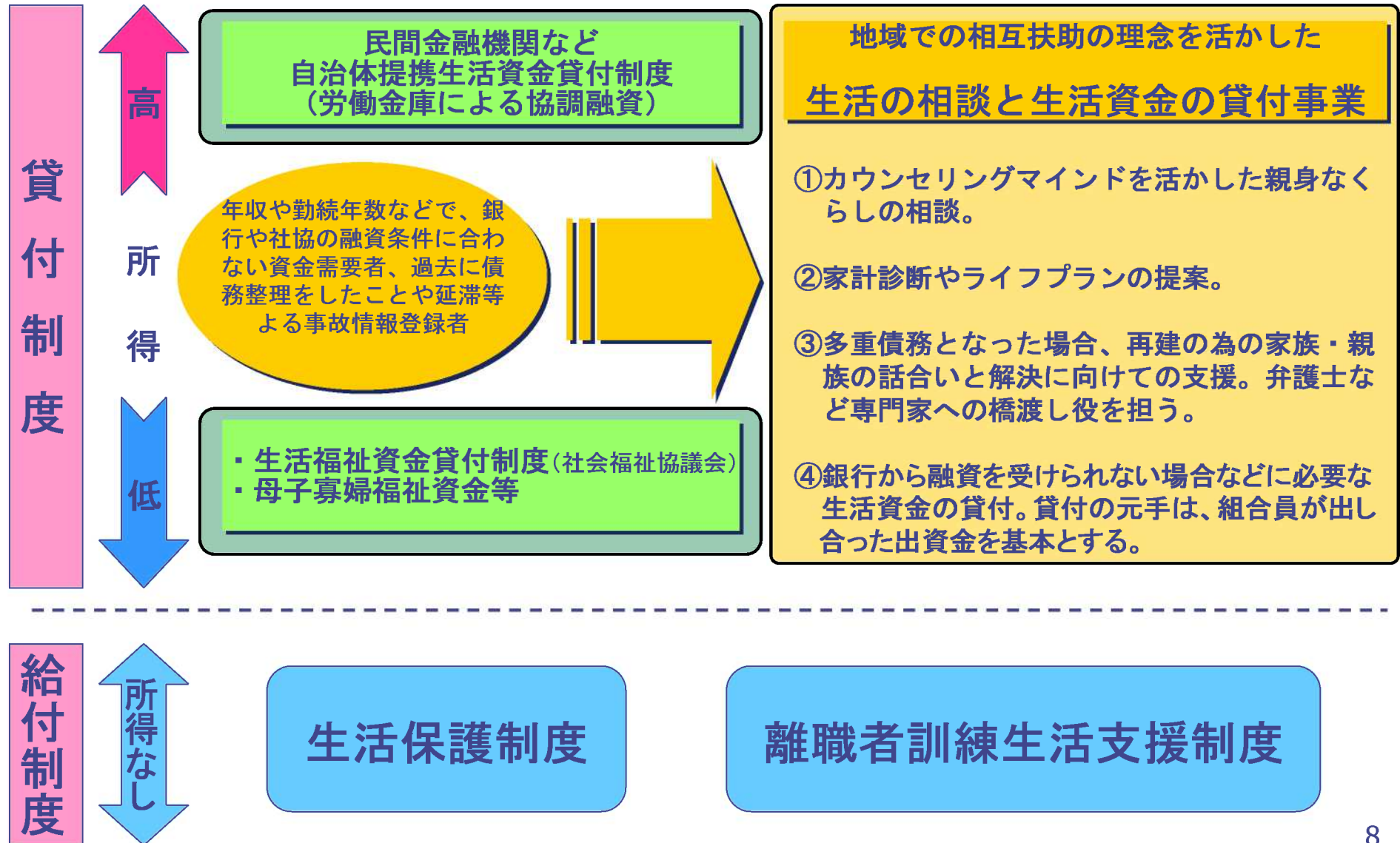
多重債務者等である組合員又は当該組合員の親族で当該組合員と生計を一にする者の生活のために緊急に必要と認められる資金の貸付けに係る契約であつて、当該契約を締結することにより多重債務者等である組合員の経済生活の再生に寄与するとともに、当該組合員の返済能力を超えないと認められるもの。

### 第51条第8項 多重債務者等の定義

第一項第三十号及び前項第七号に規定する「多重債務者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- 一 貸金業者その他の金融機関等からの金銭の借入れ等による債務を負っている者であつて、支払不能に陥るおそれのある者又は現に支払不能に陥っている者
- 二 過去に前号で定める者であつたため、又はその他の理由により、貸金業者その他の金融機関等からの金銭の借入れが難しい者

# 7. セーフティネット貸付と関係機関の連携の必要性





# 8.生活資金の貸付事例

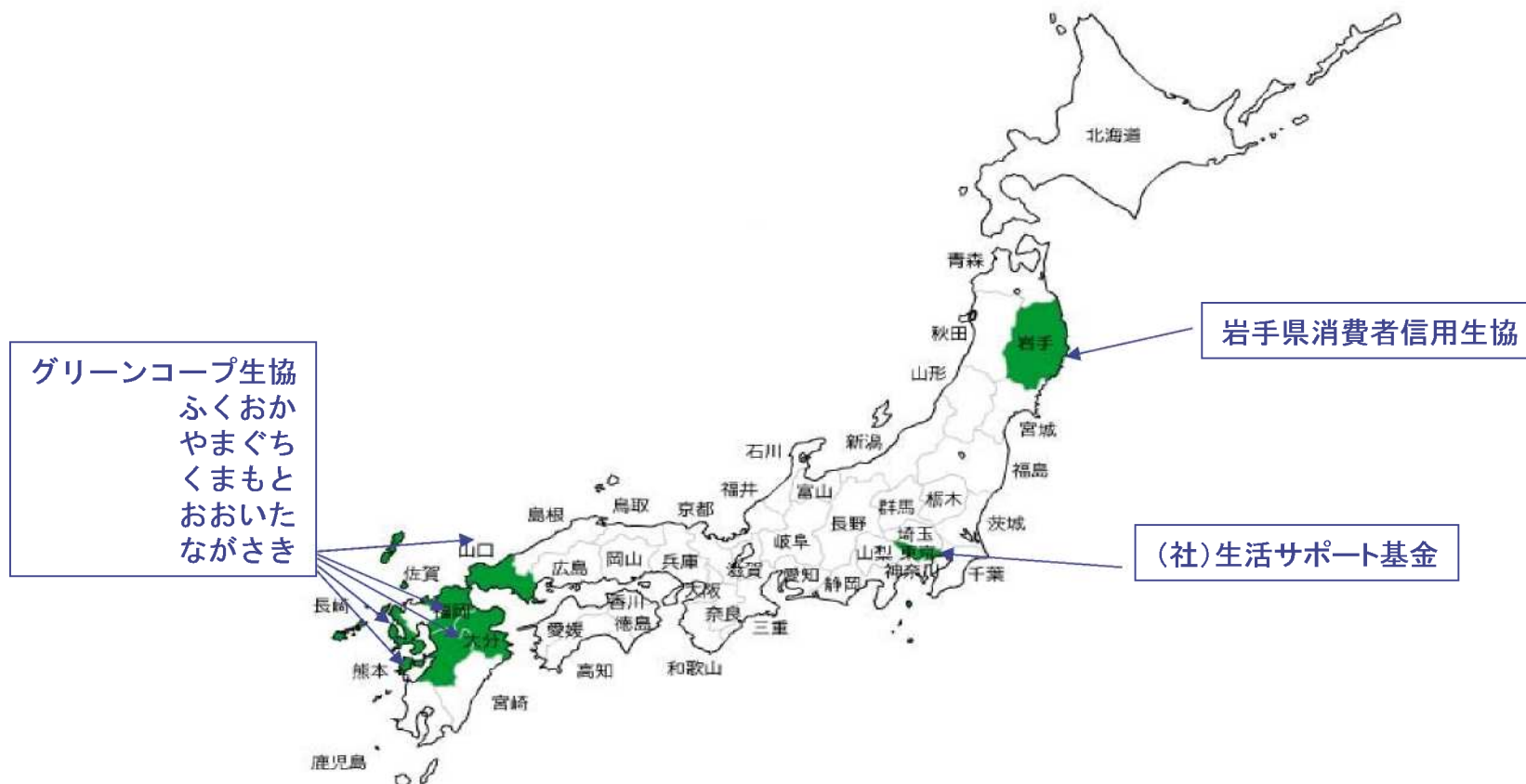
盛岡市提携生活再建資金貸付

(H21. 4)

性別	年齢	資金用途	貸付金額	概要
男性	39	車検費用	120,000	平成17年任意整理したため
女性	31	交通費・冠婚葬祭	50,000	平成19年任意整理したため
女性	71	車検費用・自動車税返済	200,000	高齢のため金融機関から断られた
男性	59	車検費用	120,000	平成20年任意整理したため
男性	55	葬祭費用	200,000	任意整理中のため
男性	54	盗難に遭い生活費が不足した為	70,000	金融機関から断られた
男性	35	葬祭費用	300,000	平成17年個人再生したため
男性	54	車修理代	130,000	金融機関から断られた
女性	41	家賃・保険料等の返済	160,000	平成19年任意整理したため
男性	45	車購入・税金滞納返済	910,000	平成15年自己破産したため
男性	47	生活費・引越し費用	400,000	平成17年自己破産したため
男性	46	次男の自動車学校費用、生活費	300,000	平成17年任意整理したため
男性	23	初給与までの生活費	150,000	金融機関から断られた
男性	73	越冬資金のため	50,000	高齢のため金融機関から断られた
男性	56	娘の就職活動費用	250,000	平成19年任意整理したため
男性	37	タイヤ代・付属品購入費用	200,000	平成15年任意整理したため
女性	39	長男の修学旅行準備資金	200,000	平成20年自己破産したため

# 9.生協制度によるセーフティネット貸付実施生協等

(岩手、東京、福岡、山口、長崎、熊本、大分)



新規の信用生協設立は、設立時の財産要件(純資産5千万円必要)を満たすことが非常に困難となっています。また、既存生協が新たに貸付事業に取り組むためには貸付事業のシステム構築にコストがかかることや貸倒リスクもあることから、ハードルが高い現実があります。

# 10.生協制度によるセーフティネット貸付を 拡充 するために (その1)

## ○貸倒れに対する政府保証制度の創設を

- 現在、生協の貸付は組合員出資金だけでは資金需要に追いつかず、不足分を銀行からの借り入れで賄っています。
- 過去20年間、債務整理資金貸付の貸倒率は0.5%以下となっています。
- 「借りられなくなった人への顔の見える貸付」として生活資金の貸付を実施していますが、生活資金の場合の貸倒率は0.9%です。金融機関からは「生活資金の貸付は貸倒リスクが高いため、従来通りの生協への与信は困難」との指摘がされています。
- 社会福祉協議会や銀行等の貸付条件に該当しない資金需要者の「金融的排除」の克服を図る対策が求められています。
- 生協制度によるセーフティネット貸付事業を広げるため、政府による貸倒れの一定部分を補填する保証制度の創設し貸倒リスクの軽減を図ることを要望します。

※中央労福協でも、「勤労者向けセーフティネット貸付保証枠の創設」を求めており、労金・生協・NPOのセーフティネット貸付を普及するため300億円で制度が開始できるとしています。

# 10.生協制度によるセーフティネット貸付を 拡充するために（その2）

## ○生協法の県域規制の緩和措置を

- 4年前から青森県の青森県生活者サポート生協設立準備会、秋田県の秋田信用生協設立準備会がつくられ、生協制度による相談と貸付事業を創設する取組みが始まったが、生協法改正による設立時の5000万円の財産要件により設立中断に追い込まれています。
- 生協法上、原則として県を超えての事業展開は認められていませんでしたが、H19年の生協法改正で購買生協のみ隣接県での事業展開が認められました。
- そのため、青森県の設立準備会と協議の上、岩手県信用生協が経済特区の申請を行ない、貸付事業を行なう信用生協にも隣接県での事業展開が図られるよう県域規制の緩和を求めましたが、「法律の改正が必要」との理由で認められませんでした。
- 特に、北東北3県は自殺率も高く、経済的問題を理由とした自殺防止対策を図る上でも相談事業と貸付事業のニーズは高いものがあります。
- 生協法の目的でもある国民の自発的な生活の改善の取り組みに対する規制は、政府が掲げる友愛社会の実現といった生活者重視の立場からも積極的に緩和していただきたい。

# 11. まとめ

- 一、金利引下げや総量規制は前倒しで進められており、借り手の返済能力を無視し他社の返済のためにも融資する「過剰融資」は減少してきています。また、「苛酷な取立て」に関する相談も減少しています。多重債務相談の窓口は拡充しつつあり、弁護士・司法書士による無料法律相談へのアクセスも容易となっています。以上の点から、基本的に貸金業法改正の予定通りの全面施行を支持します。
- 一、今後の課題は、セーフティネット貸付の拡充と家計管理やクレジットカード利用に関する消費者啓発・消費者教育の充実です。あわせて多重債務の要因の一つである「貧困問題」の解決に向けた総合的な取り組みが重要となっていると考えます。
- 一、くらしの困難の解決には、地域の諸機関や諸団体の密接な連携が不可欠となっています。そのため、縦割り行政の弊害を無くすことや、民間の自主的・主体的な取り組みに対して、より実態に即した積極的な国の支援を要請します。

以上